

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 永平寺町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	193.5%
全職員	84.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

*地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.4%
本庁課長補佐相当職	95.5%
本庁係長相当職	90.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	106.2%
31～35年	100.5%
26～30年	83.6%
21～25年	100.2%
16～20年	79.3%
11～15年	78.9%
6～10年	80.8%
1～5年	96.9%

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、70.9%が女性の会計年度任用職員である。
扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は89.2%となっている。
勤続年数11～15年の割合が低いのは、約3割を技能労務職が占めていることによる。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。